

最高裁秘書第1980号

令和3年6月25日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和3年5月30日付け（同月31日受付、第030229号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成28年4月26日付け最高裁判所事務総局家庭局第二課長、総務局第三課長事務連絡「家事事件手続における非開示希望情報等の適切な管理について」
(片面で15枚)

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(訟ろ-07)

平成28年4月26日

高等裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局家庭局第二課長 石井芳明

最高裁判所事務総局総務局第三課長 佐野寛次

家事事件手続における非開示希望情報等の適切な管理について
(事務連絡)

秘匿情報の適切な管理については、平成27年2月19日付け総務局第一課長、民事局第一課長、刑事局第二課長及び家庭局第一課長名の事務連絡で総論的な検討事項をお知らせしているところですが、今般、家事事件手続において当事者が非開示を希望している情報及び裁判所が当事者等に開示しないと判断した情報の適切な管理のために必要な視点等を別添のとおりまとめました。

これらの情報については、万が一にも裁判所の意図に反して流出することのないように適切に管理する必要があり、その情報を取り扱う全ての関係職員が互いに緊密な連携を図っていかなければ成し遂げられません。特に、家事事件においては、当事者の閲覧・謄写の許否について最終的な判断を行うのは裁判官であることから、裁判官を含めた関係職種間で、問題意識を共有し、事務処理手順・態勢等を構築する必要があります。

なお、家事事件と異なり、閲覧等の手続が原則として民事訴訟法等の規律に従うこととなる人事訴訟事件に関しては、平成25年12月4日付け家庭局第二課長、民事局第二課長及び総務局第三課長事務連絡「人事訴訟事件及び民事訴訟事件において秘匿の希望がされた住所等の取扱いについて」が発出されていますので、本事務連絡と併せて執務の参考にしてください。

(別添)

家事事件手続における非開示希望情報等¹の適切な管理について

第1 非開示希望情報について

1 非開示希望情報と非開示情報の区別

「非開示希望情報」とは、記録に含まれている情報のうち、当事者²が反対当事者に対して開示しないことを裁判所に対して希望している情報のことをいう。これに対し、「非開示情報」とは、当事者からの非開示希望の申出その他の事情を踏まえて、裁判所が当事者等に開示しないと判断した情報のことをいう（以下、「非開示希望情報」と併せて、「非開示希望情報等」という。）。

【ポイント：非開示希望情報の扱い】

非開示希望情報は、当事者が非開示を希望する情報であり、閲覧謄写の際には、当事者の非開示希望の申出を踏まえつつも、裁判所が当該情報の開示の許否を判断することになる。

なお、閲覧謄写の場面では、当事者から非開示希望の申出がされていなくても、閲覧謄写を認めることができないと裁判所が判断した場合には、当該情報を非開示とすることができます。

2 当事者が非開示を希望する情報としてどのようなものがあるか。

住所、居所、就業場所及び電話番号の非開示を希望する場合が多い。また、子どもの学校名、通院している病院などについて非開示を希望する場合もある。

3 非開示希望情報が記載されている可能性が高い書面としては、どのようなものがあるか。

① 当事者が作成・提出する書面の例³

○ 申立書、連絡先の届出書、住民票⁴、戸籍の附票

1 家事事件においては、閲覧謄写の許否判断を裁判所が行うことを前提として、当事者が非開示を希望する情報がある場合にはあらかじめ非開示希望の申出を行い、裁判所が、この申出も踏まえていかなる情報を非開示とするかの判断をした上で、裁判所が閲覧謄写の許否を判断するという実務が行われていることから、当事者が非開示を希望する情報を適切に管理することが必要となる。

2 家事事件においては、親権者変更事件において利害関係参加した子や特別養子縁組事件における実父母など、当事者以外の者から非開示希望の申出がされることも考えられるが、当事者以外の者からの非開示希望の申出についても、当事者から申出があった場合と同様の手続教示を行った上で、必要な事務処理を行うことになる。

3 ここに記載している書面は、飽くまで例示にすぎず、その他の書面にも留意する必要があることは当然である。

4 家事事件で裁判所に提出する住民票には、個人番号（マイナンバー）の記載は不要である。なお、家事事件における個人番号の取扱いについては、平成27年12月3日付け総務局長、民事局長、刑事局長、行政局長及び家庭局長書簡並びに同月18日付け家庭局第二課長事務連絡「後見関係事件における個人番号に関する留意点等について」を参照されたい。

- 委任状
 - 年金分割のための情報通知書、源泉徴収票、給与明細、税務申告書
 - 学校等からの連絡書面（通知表、連絡帳など）、診断書
 - 陳述書、主張書面
- ② 裁判所又は当事者以外の者が作成・提出する書面の例
- 審判書、成立調書、調停に代わる審判
 - 審問調書、本人調書、証人調書
 - 調査報告書
 - 調査嘱託書、調査嘱託の回答書
 - 郵便送達報告書

第2 家事事件手続法の趣旨及び閲覧謄写等に関する規律

家事事件手続法（以下「家事法」という。）においては、記録の閲覧謄写が当事者等への手続保障の根幹をなすという理解の下、当事者については家事審判事件の記録の閲覧等を原則として認めるとともに記録の閲覧等ができない場合を明確にし、当事者が記録の閲覧等をすることを容易にしている（一問一答家事事件手続法26頁参照）。家事調停事件については、家事審判事件の記録の閲覧等の規律とは異なり、原則として、当事者についても「相当と認めるとき」に記録の閲覧等を許可することができるものとし、裁判所にある程度広い裁量を認め、事案に応じて反対当事者の手続保障や家事調停の手続の公正の確保を図ることができるようしている（家事事件記録の閲覧謄写の規定については、別紙参照）。

このような家事法の枠組みを踏まえ、実務においては、家事調停事件についても、当事者が書面を提出する際に、裁判所提出分とは別に当該書面の写しの提出を求め、その写しを反対当事者に交付するといった運用が広く行われている。

また、別表第二審判事件及び家事調停事件については、相手方に申立ての内容を了知させた上で手続を進めることができ相手方の適切な手続活動や充実した調停進行の実現、さらには早期の紛争解決といった観点から合理的であるため、家庭裁判所は、申立てが不適法であるときや申立てに理由がないことが明らかなとき等を除き、原則として、相手方に申立書の写しを送付しなければならない（家事法67条、256条）。

【ポイント：閲覧謄写と申立書等の写しの送付の違い】

■ 閲覧謄写

5 当事者から提出された書面の写しの送付は、手続の透明性の観点から当事者双方で資料を共有することを目的とするものと考えられるが、事実の調査の通知（家事法63条、70条）の方法の一つにもなり得る。

閲覧謄写については、裁判所が開示の許否を判断する。裁判所が非開示相当と判断した場合には、裁判所において該当部分を黒塗り（マスキング）するなど、必要な措置を講じる必要がある（開示する範囲（又は非開示とした部分）を閲覧謄写票の「許否及び特別指定」欄に記入することになる。）。

■申立書等の写しの送付

申立書の写し及び当事者から提出された書面の写しの送付は、当事者から提出された書面の写しをそのまま送付するものである。閲覧謄写ではないため、開示の許否という裁判所の判断が介在せず、裁判所において黒塗り（マスキング）をすること等を認める規定はない。

第3 非開示希望情報を適切に管理するために

1 非開示希望情報が流出する可能性がある場面の想定

第2の家事法の規律を踏まえて、家事事件において、どのような場面で非開示希望情報が流出する可能性があるのかを想定しておくことが重要である。例えば、以下のような場面で非開示希望情報が流出する可能性が考えられる。

- ① 当事者が提出した書面から流出する可能性の例
 - 当事者が調停期日において、非開示を希望している住所が記載された源泉徴収票を提出し、調停委員がその写しをそのまま反対当事者に交付した。
 - 当事者が先に申し立てた夫婦関係調整調停事件において住所の非開示を希望していたが、後日申し立てた婚姻費用分担調停事件においては住所の非開示を希望することを失念し、非開示を希望する住所を記載した申立書を提出したため、非開示を希望する住所が記載された申立書写しが反対当事者に送付された。
- ② 裁判所等が作成した書面から流出する可能性の例
 - 調停成立調書に当事者が非開示を希望している住所が記載され、その謄本が反対当事者に送達された。
 - 当事者が非開示を希望している住所が記載されている調査報告書を、反対当事者が謄写した。
 - 当事者が非開示を希望している住所が記載されている調査嘱託の回答書を、反対当事者が謄写した。
- ③ その他の可能性の例
 - 当事者が非開示を希望している住所を調停委員が自分の手控えに記載し、それを手元に置いた状態で調停を進めていた際に、手控えが反対当事者の目に触れる位置に置かれていたため、反対当事者にその住所を知られることになった。

2 当事者に対する手続教示等の在り方

(記録上に不必要的非開示希望情報が表れないようにするための措置)

【ポイント】

☞ 非開示希望情報を適切に管理するための最も有効な方法は、非開示希望情報が記録に表れないようにすることである。当事者に対しては、提出書面にできるだけ非開示希望情報を記載しないように手続教示をすることが重要である。

① 当事者に対して教示すべき内容

当事者に対して、適切な手続教示を行うためには、手続教示の内容が終始一貫し、分かりやすいものであること、説明すべき事項をもれなく伝えられる態勢を構築しておくことが重要である。そのためには、手続教示の内容（当事者に対する具体的な説明ぶり）や説明書面を庁全体として統一的なものとしておくとともに、関係職種（調停委員及び参与員を含む。）間で、手続教示の内容について共通認識を形成しておくことが重要である。例えば、当事者に対する手続教示としては、以下のようないくつかの内容を説明することが考えられる。

○ 申立書写しは、相手方にそのまま送付されることから、申立書には相手方に知られたくない情報は記載しないこと。

※ 特に、住所の非開示を希望している場合には、申立書の住所欄の記載に留意する必要がある（このような場合は、申立書には、同居時の住所や実家の住所など、相手方に知られてもよい住所を記載している例が多いようである。）。

○ 裁判所からの郵便物を申立書に記載した住所以外の場所に送付してもらいたい場合には、別途、その住所を届ける必要があるため、連絡先の届出書などを利用してもらうこと。

※ 連絡先の届出書に記載する住所等は、裁判所からの連絡が確実に取れる住所等であればよいことから、必ずしも非開示を希望する住所である必要はない。非開示を希望する住所を連絡先として届け出た場合には、連絡先の届出書に後記の非開示希望申出書を添付してもらう必要がある。

※ 非開示希望住所を送達場所として届出させることはしない（郵便送達報告書に非開示希望住所が記載されてしまう可能性が生じる。）。非開示希望住所を連絡先として届け出ている当事者に対して送達を行う必要が生じた場合には、交付送達の実施、送達場所の届出（非開示希望住所以外の場所を送達場所として届け出てもう。）、送達受取人の指定について説明することが考えられる。

- 提出する書面に非開示希望情報が含まれているかどうかを最も的確に判断できるのは書面の提出者自身であるから、書面を裁判所に提出する場合には、書面に非開示希望情報が記載されていないかどうかを、提出する都度、当事者自身で確認してもらう必要があること。
- 提出する書面に非開示希望情報が記載されている場合には、以下のような措置を講じた上で、書面を提出すること。
※ 非開示希望情報を黒塗りした上で提出する。
例：源泉徴収票に非開示を希望する住所や勤務先が記載されている場合には、住所及び勤務先部分を黒塗りする。
※ 非開示希望情報そのものを裁判所に提供する必要がある場合や、提出する書面の様式等により非開示希望情報のみを黒塗りすることが困難な場合には、「非開示希望の申出書」を添付した上で提出する必要がある。
- 非開示希望情報が黒塗りされておらず、非開示希望申出書が添付されていない書面については、非開示希望情報が記載されていない書面として取り扱われることになり、反対当事者から閲覧謄写申請がされた場合には、原則として、全て開示されること。
- 非開示希望申出書を添付して書面を提出した場合でも、裁判所の判断によっては、必ずしも要望どおりに非開示にされるとは限らない（非開示希望情報が反対当事者に開示される可能性もある）こと。

【ポイント：非開示希望申出書について】

■非開示希望申出書を提出させる目的

当事者が非開示を希望する情報を把握し、閲覧謄写申請があった場合の事務処理において、開示、非開示の判断を慎重にすべき書面の管理を適切に行うとともに、非開示を希望する情報が含まれている書面が記録中に散在しないよう、あらかじめ他の書面と区別できるようにして、閲覧謄写事務に関わる職員全体で、当事者の非開示希望に関する情報を共有し、適正・迅速な閲覧謄写事務を確保することにある。

■目的を踏まえた非開示希望申出書の利用の在り方

記録を取り扱う可能性のある全ての職員が、記録に非開示希望情報が含まれているか否か、含まれているとすればどのような情報かについて、容易に把握することができる状態にしておく必要があることから、非開示希望申出書は、非開示を希望する情報及び非開示を希望する理由を明確に示した上で、提出する

書面ごとに、当該書面と一緒に提出してもらう扱いとすることが相当である。⁶

② 当事者に対する手続教示の時期等

①のとおり、非開示希望情報については、非開示を希望する当事者自身に責任を持って確認等をしてもらう必要があるが、その前提として、裁判所としては、適時、適切な場面において、当事者に対してその旨の手続教示を行い、注意喚起をしておくことが必要である⁷。例えば、以下のような場面等において、裁判所が手続教示を行うことが考えられる。

- 申立人に対しては、手続案内時や申立書提出時に、相手方に対しては、事件係属後早い段階で、非開示希望情報がある場合における取扱いを説明しておくことが考えられる（申立書写しの送付時に書面等を活用して説明する、期日出席した際に説明するなど）。
- 郵送等で申立書を提出した申立人や、相手方に対しては、必ずしも十分な手続説明が行われていない可能性もあることから、非開示希望情報がある場合の取扱いを記載した書面の送付に加えて、期日の調整等のために電話連絡する際や、期日等に出席した際などの機会を捉えて、非開示希望情報がある場合の手続について口頭で説明しておくことも考えられる。
- 当事者から書面を受領する都度、非開示希望情報が記載されていないかどうかについて注意喚起を行い、当事者自身に一度非開示申出書を提出すれば足りるものではないことを確認してもらうことが考えられる。
- 源泉徴収票、税務申告書など、特定の事件類型において資料として提出が予定されている書面については、特段の支障のない限り、あらかじめ住所部分を黒塗りした上で提出してもらうという取扱いに統一しておくことも考えられる。
- 誰がどの段階で、どのような手続教示を行うかについては、あらかじめ事務フローとして定めておくなどして、訟廷、担当部で適切な役割分担やその引継ぎができるようにしておくことが重要である。
なお、誰がいつどのように手続教示を行ったかを簡単なメモにして残しておくことも考えられる。

6 書記官としては、例えば非開示を希望する部分にマーカーを付させたり、理由が不明確であるときは確認するなどして、後の閲覧贈写申請に対する裁判官の判断等のために必要な情報を記録上明確にしておく必要がある。

7 なお、家事事件と異なり、閲覧等の手続が原則として民事訴訟法の規律に従うこととなる人事訴訟事件に関しては、一層、当事者に対する手続教示が重要となる（平成25年12月4日付け家庭局第二課長、民事局第二課長及び総務局第三課長事務連絡「人事訴訟事件及び民事訴訟事件において秘匿の希望がされた住所等の取扱いについて」参照）。

【ポイント：住所等を推知させる情報について】

■住所の非開示を希望している場合に、住所そのものを非開示としても、住所等を推知させる情報（子どもが通学している学校名、住所近隣の施設名、地域特有の行事名など）が記録に表れることによって、反対当事者に住所を知られてしまう可能性がある。このような非開示希望情報を推知させる情報については、当事者自身も意識していない可能性が高いと思われることから、手続教示の際に、推知情報についても留意するよう、当事者に注意喚起しておくことも考えられる。

【ポイント：年金分割のための情報通知書について】

■年金分割のための情報通知書については、日本年金機構が、配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）の被害を受けている国民年金等の被保険者又は受給権者に関する住所等の情報を、申出により配偶者や第三者に知られないようにする対応を行っていることから、手続案内の際にその旨を説明し、あらかじめ情報通知書に非開示を希望する住所が記載されないようにしてもらうことも考えられる。

③ 当事者が提出した書面を受領する際の留意事項

当事者に対して手続教示を行ったとしても、当事者が必要な措置を講じることを失念してしまうこともあり得る。非開示希望情報ができるだけ記録に表れないようにするためには、当事者が書面を提出する都度、非開示希望情報の有無について注意を促すことが効果的であることから、当事者から書面を受領する際には、以下のような点について、留意することが考えられる。

○ 当事者から書面を受領する際には、「非開示希望情報は含まれていないか」などと具体的に確認し、当事者に注意を促す。これにより、非開示希望情報が不注意に書面に記載されることを予防するとともに、当事者が提出する書面については、当事者自身で非開示希望情報を確認する必要があることを意識してもらう。

当事者に注意を促すに当たっては、当事者が、非開示希望情報の有無について確認を求められると理解しているかどうかを意識することが重要である（例えば、申立人に対し、「このまま相手方に渡してよいか。」と漠然と確認した場合には、「提出された状態のままで相手方に渡す」ことについて確認を求められたのだと認識し、「非開示情報が含まれていないかどうか」について確認を求められたとは認識していない可能性もあり得る。）。

○ 資料として当事者に提出を指示することが多い書面のうち、当事者が非開示を

希望する情報（住所、勤務先）や住所等を推知させる情報（学校名など）が記載されている可能性が高い書面（源泉徴収票、年金分割のための情報通知書、給与明細、通帳、通知表など）については、当事者に提出を指示する際に個別に注意を促すことも考えられる。

- 当事者から非開示希望の申出がされているものの、非開示を希望する情報が具体的に特定されていない場合には、閲覧謄写申請に対する裁判官の判断や裁判所における非開示希望情報の管理に支障を来すと考えられることから、当事者に対して非開示希望情報を具体的に特定するよう促すことが重要である。
- 当事者から書面が提出された後に、当該書面に非開示の申出がされている情報が記載されているが、非開示希望情報に黒塗りがされていない状態であった場合には、閲覧謄写の場面であれば、裁判所の判断により不開示とすることも可能であるが、反対当事者に書面の写しを交付する場合には、裁判所が黒塗り（マスキング）等をすることを認める規定はないことに注意を要する⁸。

3 記録上に表れた非開示希望情報を管理するに当たっての留意事項

① 非開示希望情報が記録に表れた場合の措置

以下のような措置を講じることによって、記録に非開示希望情報が含まれていることを明らかにしておく必要がある。

- 記録表紙への付記
 - 非開示申出書群への編てつ
- ※ 非開示希望情報を黒塗りして提出した場合には、書面に非開示希望情報が含まれていないことになるため、非開示申出書群に編てつする必要はない。
- 業務系システムへの入力

【ポイント：当事者が提出した書面以外の書面に、当事者が非開示を希望する情報が記載されている場合の取扱い】

当事者が提出した書面以外の書面に当事者が非開示を希望している情報が含まれている場合には、当該情報が黒塗りされておらず、非開示希望申出書も添付されていないことから、非開示希望情報が含まれていることをどのようにして明らかにしておくのかを検討し、序としての取扱いを確立しておく必要がある（例えば、当事者が住所の非開示を希望している事案において、調査嘱託の回答書に当事者が非

8 裁判所としては、非開示希望情報の有無について、当事者に対して適切に注意を促すことが重要であり、当事者が提出した書面に非開示希望情報が含まれているか否かをくまなく精査することまでは求められていない。

9 このような場合には、反対当事者に当該書類の写しが交付される前であれば、提出者に連絡し、任意の補正を促すことが考えられる。非開示希望情報が黒塗りできない書面の場合には、当該書面の写しを反対当事者に交付することはできないとしても、裁判所が閲覧謄写の判断を適切に行なうことを担保するために、非開示希望申出書を添付させることが望ましい。

開示を希望している住所が記載されていたような場合には、裁判官の方針を確認した上で、当事者からの閲覧贈写の申請に備えて非開示申出書群に編てつするなどしておくことが考えられる¹⁰。）。

② 非開示希望情報が記録に含まれていることの認識共有

担当書記官に限らず、記録を取り扱う可能性がある職員全員（調停委員及び參與員を含む。以下「関係職員」という。）が、記録に非開示希望情報が存在することを認識しておく必要があることから、記録のどの部分を見れば、非開示希望情報の有無やその内容が明らかになるかといった点について、関係職員が理解していることが重要である。

③ 役割分担の明確化

非開示希望情報を適切に管理し、閲覧贈写事務を適正・迅速に行うためには、非開示希望情報が記載された書面が提出された場合及び記録の閲覧贈写申請がされた場合の事務処理手順を確立し、誰が、どのような措置を講じ、必要な措置を講じたことをどのようにして確認するのかといった役割分担を明確に定め、その内容を関係職員間で共有しておくことが重要である¹¹。

【ポイント：調停委員に対する説明¹²】

■非開示希望情報の一般的な取扱いについての共通認識の形成

調停事件においては、調停委員も非開示希望情報が記録に含まれていることを認識しておく必要がある。記録に非開示希望情報が含まれている場合の一般的な取扱い（書面を受領する際の注意事項、記録表紙の記載の有無、非開示希望申出書が添付されている書面の編てつ箇所など）について、研修等の機会を利用して説明するなどして、認識を共有しておく必要がある。

■個別事案における説明

調停委員は、期日において当事者から提出される書面を直接受領する機会が多いことから、一般的な取扱いを研修等で説明するだけではなく、個別の事件ごとに、非開示希望情報が含まれた記録を渡す際に、非開示希望情報の内容（誰が、

10 家庭裁判資料197号43頁参照。

11 書記官には、記録作成保管事務の遂行として非開示希望情報を適切に管理するだけでなく、裁判官を補助する役割として、特定の情報を非開示とする旨の裁判官の確定的な判断が速やかに行われるよう、閲覧贈写対象書面の確認等を行う必要があると考えられるが、書記官がそのような役割を的確に果たすためには、最終的な閲覧贈写の許否（不開示部分の特定を含む。）の判断を行う裁判官において、書記官に対し、どのような書類について、どの程度確認しなければならないかといった方針を明確に伝えておく必要がある。

12 家事調停事件と民事調停事件とでは閲覧贈写等の手続が異なるため（民事調停法12条の6参照），事務処理態勢も異なる部分があり得る。調停委員の中には、民事調停委員を兼ねている者もいることから、調停委員に対する説明に当たっては、調停委員が手続を誤解したり、混同したりすることのないよう留意する必要がある。

どのような内容について非開示を希望しているか)を個別の事件ごとに説明したり、期日に当事者から書面を受領する際の留意点について説明したりすることが考えられる(特に、期日で提出が予定されている書面(養育費請求事件における源泉徴収票など)がある場合には、注意を促しておく。)。また、書面を受領する際の留意点を説明する前提として、当事者に対する具体的な手続教示の内容についても、調停委員との間で共通認識を形成しておく必要がある。

☞日頃の執務における情報管理の在り方

調停委員に対しては、当事者に不用意に記録を見られることのないように調停期日中の記録の取扱いに留意する、調停委員が自身の備忘として作成するメモに当事者の個人情報を不用意に記載しないなど、日頃から情報管理の在り方について注意喚起しておくことも重要である。

4 裁判所における非開示希望情報等を管理するに当たっての留意事項

第1のとおり、当事者からの非開示希望の申出を踏まえ、裁判所が「開示しない」と判断した情報(非開示情報)については、これが流出することのないよう裁判所の責任において管理していく必要がある。

裁判所において、開示の許否を判断する場面としては、記録の閲覧謄写申請がされた場合のほか、裁判所が審判書等を作成する場面が考えられる¹³。閲覧謄写の申請がされた場合の留意事項については、前記3の③に記載のとおりであるが、その他の場面においては、以下のような点について留意することが考えられる。

- 調停成立調書、審判書を作成する際には、住所欄の記載に留意する。また、審判書を点検する際には、理由中に住所等を推知させる情報が含まれていないかについて確認する。
- 調査報告書は添付資料や引用している資料も含めて、当事者双方に開示されることを前提として作成する。また、住所や学校名などについて非開示希望の申出がある場合には、調査命令時に、裁判官と家裁調査官との間で推知情報も含めて¹⁴調査報告書への記載を不要とする旨を打ち合わせておくことも考えられる¹⁵。
- 原則として、非開示情報とされた住所への送達は行わない(その場合には、交付送達を実施する、非開示希望住所以外の場所を送達場所として届け出もらうなど

13 審判書等を作成する場面においては、ある情報を非開示とする旨を明示的に判断するものではないが、当該審判書に記載する具体的な内容は、当該情報を開示すべきか否かといった観点も踏まえて、裁判官が判断するものであることから、閲覧謄写の場面と同様に、非開示情報の管理に留意する必要がある。

14 調査報告書については、調査場所も推知情報となり得る可能性があるので、この点についてもあらかじめ打ち合わせておくことが考えられる。

15 平成24年度調査官特別研究の結果報告「家事事件手続法を踏まえた調査報告書の在り方について」の中で、非開示希望情報等の取扱いについて考察されている。

して、送達が不奏功とならないよう留意する。）。また、調査嘱託を行う際には、嘱託書の内容や回答書の書式等を工夫して、回答書に非開示希望情報等が記載されないようにしておくことも考えられる。

5 その他の留意事項

① 当事者の手続保障

○ 当事者が住所について非開示を希望している場合には、手続において一切住所を開示しないことによって、非開示を希望する当事者自身が不利益を被るおそれもある¹⁶。住所を非開示とする際には、そのような不利益についても必要に応じて当事者に説明するとともに、審判書や成立調書等に記載する住所についても、十分に留意する必要がある。

② 調停手続と審判手続の関係

○ 調停不成立により審判移行した場合には、調停事件の手続資料を審判事件の資料とするためには事実の調査（家事法56条1項）をしなければならず、審判事件において事実の調査の対象とするか否かによって、適用する閲覧贋写の規律が異なることに留意する必要がある。調停事件の記録中の書面のうち、審判事件において事実の調査を行った書面については、事実の調査の要旨の記録化として審判事件の記録につづり込まれ、閲覧贋写についても審判事件の規律に従うことになる。事実の調査をした書面以外の書面は、審判事件記録の末尾に区別してつづり込まれ、調停事件の規律に従うことになる。

③ 他の裁判所との関係

○ 事件記録は、抗告や移送といった事由によって他庁に送付される可能性があることから、裁判所が行うべき事務や非開示希望情報等を適切に管理するための具体的な方策を検討するに当たっては、他庁に記録が送付された場合でも、引き続き非開示希望情報等の適切な管理ができるよう、非開示希望情報等の有無、内容が明らかになっているか、記録を送付する庁との間でどのようにして情報を共有するのかといった点などについても留意する必要がある。

④ 効果的な事件処理態勢の構築

○ 非開示希望情報等の適切な管理を行うために裁判所が果たすべき役割を考えなければならないことは当然であるが、非開示を希望する当事者自身にも、一定の役割を担ってもらう必要があることを認識してもらうことが重要である。記録上に非開示希望情報が表れないようにするために、非開示を希望する当事者に

¹⁶ 夫婦関係調整事件で住所を非開示としていたために、人事訴訟で住所不明として公示送達が行われて訴状等を受領できないまま敗訴するおそれや、強制執行において、債務名義上の住所と住民票上の住所が異なるとして同一性が問題となって強制執行に支障が生じるおそれなどが考えられる。

対し、裁判所に非開示希望申出書を提出するだけではなく、当事者自身も非開示希望情報の取扱いに十分留意しなければならないことを説明し、当事者が提出する書面の管理は当事者自身の責任において行ってもらう必要があること、手続保障の観点から反対当事者との間で裁判所に提出された資料は共有しておく必要があることを当事者に理解してもらう必要がある。裁判所としては、当事者に対する手続教示が十分に行われていることを前提として、記録に表れた非開示希望情報等を裁判所の責任において適切に管理するべきであり、そのためにどのような事務を行うべきかを庁全体で考えていくことが重要である。

(別紙)

家事事件記録の閲覧・謄写（家事事件手続法概説から抜粋）

	当事者	利害関係を 疎明した第三者
審判	<p>(原則) 許可しなければならない（法47Ⅲ）。</p> <p>(例外) 次の場合は許可しないことができる（法47Ⅳ）。</p> <p>ア① 事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>② 当事者若しくは第三者の私生活若しくは業務の平穏を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>③ 当事者若しくは第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、若しくはその者の名誉を著しく害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>イ 事件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らして当該当事者に閲覧謄写の申立てを許可することを不適当とする特別の事情があると認められるとき。</p>	相当と認めるときは許可することができる（法47Ⅴ）。
審判前の 保全処分	<p>審判前の保全処分における審判を受ける者となるべき者に対し事件係属通知又は保全処分を告知するまでは、相当と認めるときに限り許可することができる（法108）。</p> <p>上記通知又は告知後は、家事審判事件記録の閲覧謄写（法47）に同じ</p>	相当と認めるときは許可することができる（法47Ⅴ）。
調停	<p>相当と認めるときは許可することができる（法254Ⅲ）。</p> <p>合意に相当する審判事件（法277Ⅰ）については、家事審判事件に関する閲覧謄写の規定（法47Ⅲ、Ⅳ）を準用（法254Ⅵ）</p>	相当と認めるときは許可することができる（法254Ⅲ）。

履行勧告	(調査及び勧告の事件の関係人について) 相当と認めるときは許可することができる (法 289VI)。	(規定なし)
履行命令	家事審判事件記録の閲覧謄写 (法 47) に同じ (法 290IV)	同左

(注) 当事者は、履行勧告事件を除き、審判書等の正本、謄本、抄本、成立調書又は不成立調書の正本、謄本、抄本、家事審判事件、家事調停事件に関する事項の証明書については、家庭裁判所の許可を得ないで裁判所書記官に対して交付の請求ができる (法 47VI, 254IV)。